

平成28年 1月 6日

東海労務保険事務所
労働保険事務組合
西三河労務管理センター

かんたんな労務知識



明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。法改正等により、会社経営の在り方の変化が目まぐるしい中、弊所一同、「お客様に貢献する」という基本に立ち返り、地道ではありますが一歩ずつ邁進して参りたいと思います。皆様のご健勝とご発展をお祈りするとともに、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



～ 今後予定される法改正・制度改正について ～

今年から「マイナンバー制度」や「ストレスチェック制度」を筆頭に、多くの新しい制度がスタートします。今回は多くの改正事項の中から、会社経営へ影響を及ぼしそうなものを抜粋してご紹介します。

【労働基準法関係】

- ・年次有給休暇の取得促進 → 年間5日以上の付与義務化（平成28年4月～）
- ・フレックスタイム制の見直し → 清算期間を1ヵ月から3ヵ月へ変更（平成28年4月～）
- ・1ヵ月60時間を超える時間外労働に対する割増率の変更 1.25割増 → 1.5割増（平成31年4月～）

【安全衛生法関係】

- ・50人以上の事業場について、ストレスチェック義務化（平成27年12月～）

中小企業にも適用開始されます

【雇用保険関係】

- ・雇用保険の加入年齢の拡大 → 65歳以降の入社でも雇用保険加入
加入年齢拡大に伴い、64歳以上の雇用保険料免除の廃止（改正の見通し有り）
- ・介護休業を取得した際の介護休業給付金の給付率変更 40% → 67%（改正の見通し有り）

【マイナンバー関係】

- ・マイナンバーの活用 → 雇用保険・労災保険の年金給付・所得税（平成28年1月～）
- ・マイナンバーの活用 → 社会保険（平成29年1月～）



事務代行させて頂いているお客様へ

皆様のマイナンバーが揃いましたら資料をお預かりに伺いますので、ご一報頂けましたら幸いです。マイナンバーをお預かりする際は、受領証をお渡しするなどして適正な入手と管理に努めて参ります。

常時50人以上の事業場を持つお客様へ

常時50人以上の事業場について、昨年の12月よりストレスチェックの実施が義務化となりました。弊所では、安全衛生委員会の運営・ストレスチェックの実施・ストレスチェック結果の集団分析・労働基準監督署への報告書作成までをサポートできる体制を整えていきます。（オプション契約）



当事務所では、企業様からお預かりする個人番号の安全な運用・保管に努めるとともに、社内規程等のマイナンバーに関するご相談についても対応させていただきます。

詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656